

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

資料5

府省名		内閣府		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
独立行政法人国立公文書館	歴史公文書等の保存、利用等を通じた、現在及び将来の国民に対する説明責任の実現	「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」最終報告(平成20年11月4日)、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)を踏まえ、機能の強化等を行う。	現行の特定独立行政法人形態を維持。	国立公文書館の事務・事業は、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うし、歴史や文化、学術研究等に寄与し、我が国のアイデンティティを確保するため必要不可欠。十分な体制の整備を行った上で、公文書管理法において求められる役割を適切に果たすことが必要。

※ 以下に留意しながら、整理表に基づいて簡潔に記載してください。

- 「1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、【廃止】、【民営化】、【他法人等への移管・一体的実施】、【他の事務及び事業との統合】等の見出しを付けた上で、その内容を簡潔に記載してください。
- 「2. 組織の見直しに係る具体的措置」については、整理表の記載に基づき、【法人形態の見直し】や【組織体制の見直し】等の見出しを付けた上で、簡潔に記載してください。
- 「3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置」については、整理表の記載に基づき、【保有資産の見直し】や【自己収入の増大】等の見出しを付けた上で、簡潔に記載してください。
なお、「1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置」や「2. 組織の見直しに係る具体的措置」に記載しているものと同じ事項を重複して記載する必要はありません。
- 1～3の記載事項のうち、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえた措置については、下線を引いた上で、具体的措置の記載の末尾に[]括弧書きで同計画の該当箇所の引用を御記載願います。